

**たのしいでんきコース別説明書**

# **ウルトラシリーズ**

**北海道 東北 東京 中部 北陸**

**関西 中国 四国 九州**

**2019年10月1日実施**

**2024年4月1日改正**

**HTB エナジー 株式会社**

## 目次

### 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 契約種別.....           | 2  |
| 2 ウルトラ北海道 .....       | 3  |
| 3 ウルトラ東北 .....        | 5  |
| 4 ウルトラ東京 .....        | 7  |
| 5 ウルトラ中部 .....        | 9  |
| 6 ウルトラ北陸 .....        | 11 |
| 7 ウルトラ関西 .....        | 13 |
| 8 ウルトラ中国 .....        | 15 |
| 9 ウルトラ四国 .....        | 17 |
| 10 ウルトラ九州 .....       | 18 |
| 11 本説明書の変更および廃止 ..... | 20 |

たのしいでんきコース別説明書 ウルトラシリーズは、（以下、「本コース」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用の個人のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

## 1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件 本説明書は、2019年10月1日より実施し、お客様により本コースへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

## 2. 料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において、定めます。

# たのしいでんき料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

## 1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需要区分             | 契 約 種 别 |              |
|------------------|---------|--------------|
| 電<br>灯<br>需<br>要 | ウルトラ北海道 | ウルトラ20・30・40 |
|                  | ウルトラ東北  | ウルトラ20・30・40 |
|                  | ウルトラ東京  | ウルトラ20・30・40 |
|                  | ウルトラ中部  | ウルトラ20・30・40 |
|                  | ウルトラ北陸  | ウルトラ20・30・40 |
|                  | ウルトラ関西  |              |
|                  | ウルトラ中国  |              |

|  |        |               |
|--|--------|---------------|
|  | ウルトラ四国 |               |
|  | ウルトラ九州 | ウルトラ 20・30・40 |

## 2 ウルトラ北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ 20・30・40

#### イ 適用条件

- (1) 供給地が、 北海道電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上あり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計  
(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツいたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」

別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

**(1) 基本料金**

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| ウルトラ 20 | 契約電流 20 アンペア | 668 円 36 銭   |
| ウルトラ 30 | 契約電流 30 アンペア | 961 円 62 銭   |
| ウルトラ 40 | 契約電流 40 アンペア | 1,254 円 88 銭 |

**(口) 電力量料金**

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 23 円 50 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 29 円 67 銭 |
|         | 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 33 円 31 銭 |
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 22 円 54 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 28 円 46 銭 |
|         | 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 31 円 96 銭 |
| ウルトラ 40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 22 円 07 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 27 円 85 銭 |
|         | 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 31 円 27 銭 |

### 3 ウルトラ東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

**(1) ウルトラ 20・30・40**

## イ 適用条件

- (1) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。  
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

## □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## 八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適當な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|         |              |            |
|---------|--------------|------------|
| ウルトラ 20 | 契約電流 20 アンペア | 646 円 80 銭 |
|---------|--------------|------------|

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| ウルトラ 30 | 契約電流 30 アンペア | 940 円 50 錢   |
| ウルトラ 40 | 契約電流 40 アンペア | 1,240 円 80 錢 |

#### (口) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 18 円 21 錢 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 24 円 82 錢 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 28 円 69 錢 |
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 17 円 66 錢 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 24 円 07 錢 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 27 円 82 錢 |
| ウルトラ 40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 17 円 47 錢 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 23 円 82 錢 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 27 円 52 錢 |

## 4 ウルトラ東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ 20・30・40

#### イ 適用条件

- (1) 供給地が、東京電力管内であること。
- (口) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### 八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5(容量拠出金反映額)に定める容量拠出金反映額の合計とします。

##### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|        |            |           |
|--------|------------|-----------|
| ウルトラ20 | 契約電流20アンペア | 560円56銭   |
| ウルトラ30 | 契約電流30アンペア | 815円10銭   |
| ウルトラ40 | 契約電流40アンペア | 1,052円48銭 |

##### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 19 円 48 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 25 円 95 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 29 円 96 銭 |
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 18 円 89 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 25 円 16 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 29 円 04 銭 |
| ウルトラ 40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 18 円 29 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 24 円 37 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 28 円 13 銭 |

## 5 ウルトラ中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ 20・30・40

#### イ 適用条件

- (イ) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。  
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## 八 契約電流

- (1) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペアいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (2) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| ウルトラ 20 | 契約電流 20 アンペア | 560 円 56 錢   |
| ウルトラ 30 | 契約電流 30 アンペア | 806 円 52 錢   |
| ウルトラ 40 | 契約電流 40 アンペア | 1,052 円 48 錢 |

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 20 円 65 錢 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 25 円 03 錢 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 27 円 92 錢 |

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 19 円 81 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 24 円 01 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 26 円 79 銭 |
| ウルトラ 40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 19 円 38 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 23 円 50 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 26 円 21 銭 |

## 6 ウルトラ北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ 20・30・40

#### イ 適用条件

- (イ) 供給地が、北陸電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。  
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### 八 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|         |              |            |
|---------|--------------|------------|
| ウルトラ 20 | 契約電流 20 アンペア | 474 円 32 銭 |
| ウルトラ 30 | 契約電流 30 アンペア | 689 円 70 銭 |
| ウルトラ 40 | 契約電流 40 アンペア | 890 円 56 銭 |

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 17 円 49 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 21 円 31 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 22 円 98 銭 |
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 16 円 96 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 20 円 66 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 22 円 28 銭 |

|        |                                        |           |
|--------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 16 円 42 銭 |
|        | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 20 円 00 銭 |
|        | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 21 円 57 銭 |

## 7 ウルトラ関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ関西

#### イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ロ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### 八 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

#### ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

|        |                    |            |
|--------|--------------------|------------|
| ウルトラ関西 | 契約電流 6 キロボルトアンペア未満 | 310 円 33 銭 |
|--------|--------------------|------------|

#### (II) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|        |                                        |           |
|--------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ関西 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 18 円 49 銭 |
|        | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 23 円 47 銭 |
|        | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 26 円 65 銭 |

## 8 ウルトラ中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

#### (1) ウルトラ中国

##### イ 適用範囲

- (1) 供給地が、中国電力管内であること。
- (II) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (III) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1) (II)に該当し、かつ、(III)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

## □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツいたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## 八 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

## 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

|        |                    |            |
|--------|--------------------|------------|
| ウルトラ中国 | 契約電流 6 キロボルトアンペア未満 | 310 円 38 銭 |
|--------|--------------------|------------|

### (II) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|        |                                        |           |
|--------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ中国 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 19 円 13 銭 |
|        | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 25 円 27 銭 |
|        | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 27 円 23 銭 |

## 9 ウルトラ四国

電灯をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (2) ウルトラ四国

#### イ 適用範囲

- (1) 供給地が、四国電力管内であること。
- (II) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### 八 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

##### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

|        |                    |            |
|--------|--------------------|------------|
| ウルトラ四国 | 契約電流 6 キロボルトアンペア未満 | 386 円 72 銭 |
|--------|--------------------|------------|

##### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

|        |                                        |           |
|--------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ四国 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 19 円 15 銭 |
|        | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 25 円 38 銭 |

|  |                            |           |
|--|----------------------------|-----------|
|  | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 28 円 68 銭 |
|--|----------------------------|-----------|

## 10 ウルトラ九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

### (1) ウルトラ 20・30・40

#### イ 適用条件

- (イ) 供給地が、九州電力管内であること。
- (ロ) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、40 アンペア以下であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ) (ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

#### □ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツいたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### 八 契約電流

- (イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」

別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5 (容量拠出金反映額) に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| ウルトラ 20 | 契約電流 20 アンペア | 582 円 12 銭   |
| ウルトラ 30 | 契約電流 30 アンペア | 837 円 54 銭   |
| ウルトラ 40 | 契約電流 40 アンペア | 1,092 円 96 銭 |

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

|         |                                        |           |
|---------|----------------------------------------|-----------|
| ウルトラ 20 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 17 円 12 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 22 円 59 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 25 円 54 銭 |
| ウルトラ 30 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 16 円 41 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 21 円 68 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 24 円 50 銭 |
| ウルトラ 40 | 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき          | 16 円 06 銭 |
|         | 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき | 21 円 22 銭 |
|         | 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき             | 23 円銭 98  |

#### (ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金、「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可

能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 314 円 79 銭 |
|---------|------------|

## 11 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款2の2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。